

令和7年度学校いじめ防止基本方針

春日井市立神屋小学校

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な考えを基に教職員は、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期解決」に取り組んでいく。

学校は、児童と教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。そのためにも、児童一人一人が、家庭・友人・教師との人間関係の中で大切にされているという実感を持つとともに、自分も他人も大切にできる児童、お互いに信じ合える学級、共に学び合い、成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織（＊重大事態の対応フロー図参照）

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。いじめ・不登校対策委員会は、全教職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）等を加える。

（1）「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、学校長は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家・関係機関と連携して対応

する。（窓口は、原則教頭とする。）

- ・ いじめ不登校対策委員会は、次の２点を満たす場合、問題が解消したと判断する。①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも３ヶ月）、②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。ただし、問題が解消したと判断した場合も、その後の関係児童の様子を見守り、継続的に指導・支援する。

３ いじめの防止等に関する具体的な取組

（１） いじめの未然防止の取組

ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深めるための授業を実施する。いじめの加害者、被害者とならないよう、保護者と連携し、継続的に指導する。

オ 保健指導において、いのちの学習を通して、自他を大切にできる心を育てる。

（２） いじめの早期発見の取組

ア 教育相談（４月、９月）、学期１回以上アンケートを実施（４月９月「心のアンケート」、６月、１１月、２月「いじめアンケート」）し、情報収集に努める。アンケート実施後は、必要に応じて教育面談を実施する。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ 連絡帳、朝のあいさつ、健康観察などあらゆる場面で児童の変化、小さなサインを見逃さないよう留意する。少しでも気になったら、児童指導担当者・教頭・ＳＣに報告・相談する。

エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

（３） いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「児童指導部会」や「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 「被害児童」を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 「加害児童」には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導をする一方、いじめに相当する行為に至った経緯を明らかにし、行動の変容に向けた温かい支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、ＳＣやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署・児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出

- さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ オンラインゲームなどについては、積極的に保護者にはたらきかけ、トラブルの再発防止に努める

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態の対応フロー図」に基づいて対応する。

重大事態とは、「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒が相当期間（30 日を目安）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると見込まれるとき」と定義されている。（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、R P D C Aサイクル（Research→Plan→Do→Check→Action）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】

神屋小学校での重大事態の発生

教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ※ 「いじめ防止対策組織」が調査組織の母体となる。
- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

学校関係を明確にするための調査を実施

- ※ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童及びその保護者へ適切な情報提供

- ※ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ※ 原則として、いじめを受けた児童または保護者の所見をまとめた文書を調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ※ 再発防止に向けた取組の検証を行う。
- ※ 検証の結果を報告する。